

リサイクルできない紙ごみ

(リサイクルできない紙ごみの特徴)

1. 水に溶けない紙
2. 紙以外が混入している紙
3. においが付いている紙
4. 汚れてしまった紙

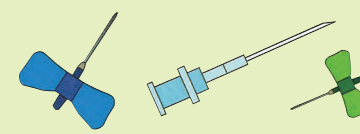
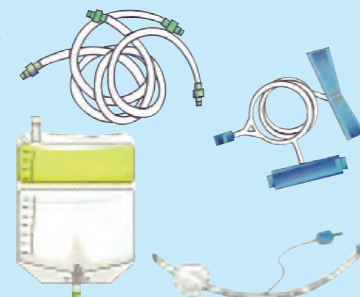


(リサイクルできない紙ごみの例)

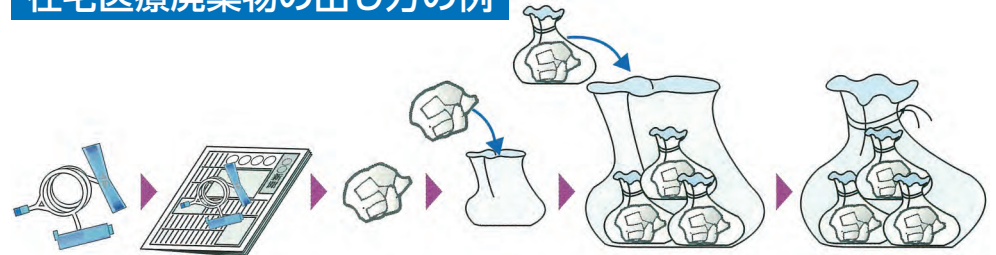
- 粘着物の付いた封筒
- 防水加工された紙
(紙コップ、紙皿、紙製のカップ麺容器、紙製のヨーグルト容器、油紙、ロウ紙など)
- 裏カーボン紙、ノーカーボン紙
(宅配便の複写伝票など)
- 圧着はがき(親展はがき)
- 感熱紙
(ファックス用紙、レシートなど)
- 印画紙の写真、インクジェット写真プリント用紙、感光紙(青焼きコピー紙)
- プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合せた複合素材の紙
- 金・銀などの金属が箔押しされた紙
- 捺染紙
(なっせんし 昇華転写紙、主に絵柄などを布地に加熱してプリントする際に使われる紙)
- 感熱性発泡紙
(主に点字関係で使用されているもので、熱を加えたところが盛り上がる紙)
- 合成紙
(選挙の公示用ポスター、投票用紙など。プラスチックで作られているので、正確には紙ではない)
- 臭いのついた紙
(石鹸の個別包装紙、紙製の洗剤容器、線香の紙箱など)
- 水に濡れた紙、油のついた紙、使い終わったティッシュペーパーやタオルペーパー、食品残さなどで汚れた紙

「燃えるごみ」として出してください。

在宅医療廃棄物の取扱について

種類	排出方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療用注射針 ・ 点滴針 	<p>医療機関へ返却してください</p> <p>※医療用注射針や点滴針は紙パックやペットボトルに入れ、口をしっかり封じて医療機関に返却してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ ペン型自己注射針 ・ バッグ類 ・ チューブ類 ・ カテーテル類 ・ ガーゼ類 ・ 脱脂綿類 	<p>燃えるごみへ出してください</p> <p>※その他の在宅医療廃棄物はプライバシー保護のため新聞紙などでくるみ、一度小さなポリ袋に入れ、袋の口は空気を出してしっかり封じて液漏れのないようにし、燃えるごみの指定袋に入れて、ごみステーションに出してください。</p>

在宅医療廃棄物の出し方の例



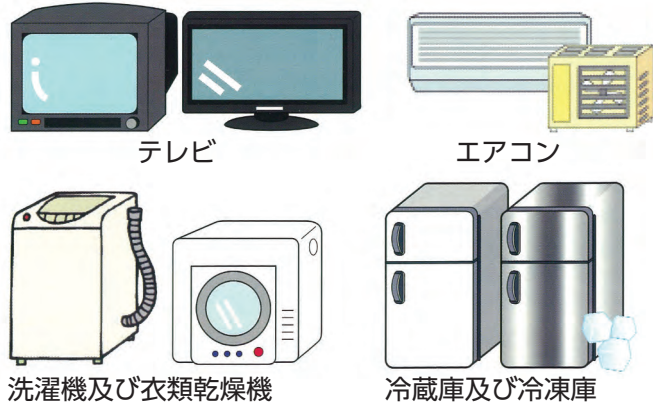
家庭から出される家電4品目のリサイクル

(ごみステーションには出さないでください。)

家電リサイクル法により、テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機・エアコン（家電4品目）は収集しません。

処分の方法 >>>>>

- 買い換えの場合（リサイクル料金と運搬料金がかかります。）
買い換える電気店に依頼します。
- 処分だけしたい場合（リサイクル料金と運搬料金がかかります。）
 - ①購入した電気店に引き取りを依頼してください。
 - ②購入した電気店がわからない場合などは、お住まいの町村で許可している業者に依頼してください。
 - ③指定引取場所に持ち込む
郵便局にある振込用紙（家電リサイクル券）を使いリサイクル料金を支払い、指定引取場所に持ち込んでください。
※最寄りの指定引取場所の最新情報については、黒川地域行政事務組合ホームページ <http://www.kurogyou.jp/> で確認願います。



リサイクル料金はメーカーにより異なります。

リサイクル料金に関するお問い合わせ先

(一財)家電製品協会 TEL 0120-319-640 ホームページ <http://www.rkc.aeha.or.jp/>

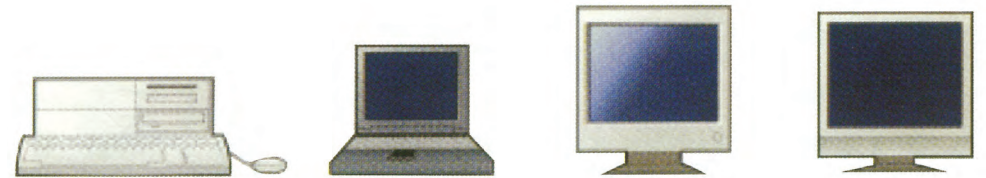
家庭から出されるパソコンのリサイクル

(ごみステーションには出さないでください。)

資源有効利用促進法により、家庭用パソコンはメーカーなどに回収及び再資源化が義務付けられており、収集しません。



PCリサイクルマークは、平成15年(2003年)10月以降に販売された家庭用パソコンに貼付されているものです。回収・再資源化は購入価格に上乗せされているので、処分の際は費用はかかりません。



- デスクトップパソコン（本体）
- ノートパソコン
- CRTディスプレイ
- 液晶ディスプレイ

処分の方法 >>>>>

- PCリサイクルマークがついている場合（費用はかかりません。）
メーカー受付窓口に回収を申し込んでください。運送業者が戸口回収します。
- PCリサイクルマークがついていない場合（回収・再資源化料金がかかります。）
 - ①メーカー受付窓口に回収を申し込んでください。運送業者が戸口回収します。
 - ②メーカーが存在しない場合などは、パソコン3R推進協会に回収を申し込んでください。TEL 03-5282-7685 ホームページ <http://www.pc3r.jp/>
 - ③お住まいの町村で許可している許可業者に依頼してください。
許可業者については、各町村発行の収集計画表を確認願います。